

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
「施設整備に関する総合評価審査委員会」設置について

目次

1. 設置目的	2
2. 総合評価委員会の構成	2
3. 審議事項	2
4. 小委員会の設置及び運営	2
5. 総合評価審議委員会の運営	2

学校法人沖縄科学技術大学学院大学学園
「施設整備に関する総合評価審査委員会」設置について

平成23年11月22日副学長（財務・人事担当）決定

1. 設置目的

施設整備事業の発注に係る事務手続きの透明性・公正性を確保し、総合評価落札方式における総合評価の技術的審査及び入札を公正かつ適正に実施するために、沖縄科学技術大学学院大学総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）を設置する。

2. 総合評価委員会の構成

(1) 総合評価委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 副学長（施設管理担当）

委 員 キャンパス建設セクションリーダー

施設管理セクションリーダー

調達セクションリーダー

キャンパス建設セクション調査役

(2) 総合評価審査委員会は、必要があると認めるときは、上記委員以外の者（学識経験者等）を委員として含めることができるものとする。

3. 審議事項

(1) 総合評価落札方式の決定（簡易型、標準型等の選定）

(2) 総合評価に係る評価項目の設定

(3) 総合評価に係る評価基準の設定（加算点及び配分方法等）

(4) 業者等から提出された技術資料その他関係資料の評価及び審査

4. 小委員会の設置及び運営

(1) 総合評価審査委員会委員会を円滑に運営するため、必要に応じて、審議事項の素案を作成するための小委員会を設置することが出来るものとする。

(2) 小委員会の委員長はキャンパス建設セクションリーダーとする。

(3) 小委員会は委員長のほか学識経験者等で構成する。

(4) 小委員会の事務はキャンパス建設セクションにおいて処理する。

5. 総合評価審議委員会の運営

(1) 総合評価審査委員会は、委員長が招集する。

(2) 総合評価審査委員会の事務は、キャンパス建設セクションにおいて処理する。